二　第十五条の十第一項において準用する保険業法第三百四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

三　第十五条の十第一項において準用する保険業法第三百五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四　第十五条の十第一項において準用する保険業法第三百六条又は第三百七条第一項の規定による命令に違反したとき。

第九章を第十章とする。

第百二十六条の二第一号及び第二号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第六号中「第八十七条の三第一項第五号」を「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の二第四項」に改め、同条第九号中「第百条の八第五項」を「第百五条第五項」に改め、同条を第百二十六条とし、同条の前に次の章名を付する。

第九章　雑則

第百二十六条の三を第百二十六条の二とし、第百二十六条の四を第百二十六条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

第百二十六条の四　組合は、公告の方法として、事務所の掲示場に掲示する方法を定款で定めなければならない。

2　組合は、公告の方法として、前項の方法のほか、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。ただし、第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合にあつては、第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一　官報に掲載する方法

二　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三　電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この条において同じ。）

3　組合が前項第三号に掲げる方法を公告の方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告の方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4　組合が当該組合の事務所の掲示場に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

一　公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告　当該期間を経過する日

二　前号に掲げる公告以外の公告　当該公告の開始後一月を経過する日

5　会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定は、組合がこの法律又は他の法律の規定による公告を電子公告により行う場合について準用する。この場合において、会社法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十六条の四第四項」と、「これらの規定」とあるのは「同項の規定」と、同法第九百四十一条中「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と読み替えるものとする。

第百二十七条第一項中「第百条の八第五項」を「第百五条第五項」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第二項ただし書中「第十一条の六第一項第一号」を「第十一条の八第一項第一号」に、「第十一条の十一第一項」を「第十一条の十四第一項」に改め、同条第三項中「第百二十一条の四」を「第百八条」に、「第百二十一条の五の九」を「第百十七条」に、「第百二十一条の八」を「第百二十条」に改め、同条第十二項ただし書中「第百二十六条の二第十二項及び前条」を「第百二十六条第十二号及び第百二十六条の三」に、「第百二十六条の二第十二号の」を「同号の」に、「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第百二十七条の二第二号中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に改める。

第百二十七条の三第一号中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に改め、同条第四号中「第九十一条第四項第二号」を「第九十一条第五項第二号」に改め、同条第六号中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に改める。

第百二十七条の四中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

（水産資源保護法の一部改正）

第四条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「水産資源の保護培養（第四条―第二十八条）」を「水産資源の保護培養」に、「水産動植物の採捕制限等（第四条―第十三条）」を「水産動植物に有害な物の遺棄の制限等（第四条―第十二条）」に、「第一節の二」を「第二節」に、「第十三条の二―第十三条の五」を「第十三条―第十六条」に、「第二節」を「第三節」に、「第十四条―第十九条」を「第十七条―第二十二条」に、「第三節」を「第四節」に、「さく河魚類」を「遡河魚類」に、「第二十条―第二十六条」を「第二十三条―第二十九条」に、「第四節」を「第五節」に、「第二十七条・第二十八条」を「第三十条・第三十一条」に、「第二十九条・第三十条」を「第三十二条・第三十三条」に、「第三十一条」を「第三十四条」に、「第三十二条―第三十五条の二」を「第三十五条―第四十条」に、「第三十六条―第四十一条」を「第四十一条―第四十七条」に改める。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節　水産動植物に有害な物の遺棄の制限等

第四条の見出しを「（水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に、「同項第六号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第二項の農林水産省令を定めよう」を「の農林水産省令を制定し、又は改廃しよう」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第二項の規則を定めよう」を「の規則を制定し、又は改廃しよう」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会）の意見を聴かなければならない。

第四条第八項を削り、同条第九項中「第二項第四号又は第五号」を「第一項第一号又は第二号」に改め、「（指定土地）」を削り、「定め」を「定め、」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第二項第四号」を「第一項第一号」に、「又は規則を定め又は」を「を定め、又は規則を」に改め、同項を同条第九項とする。

第五条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「場合」の下に「又は調査研究のため農林水産大臣の許可を受けてする場合」を加える。

第六条中「まひさせ」を「麻痺させ」に改め、同条ただし書中「但し、」を「ただし、調査研究のため」に、「受けて、調査研究のため、漁業法第百二十七条に規定する内水面において採捕する」を「受けてする」に改める。

第九条第一項中「第六十五条第一項」を「第百十九条第一項」に改め、「（漁業調整に関する命令）」を削り、「第四条第一項又は第二項」を「第四条第一項」に改める。

第十三条を削る。